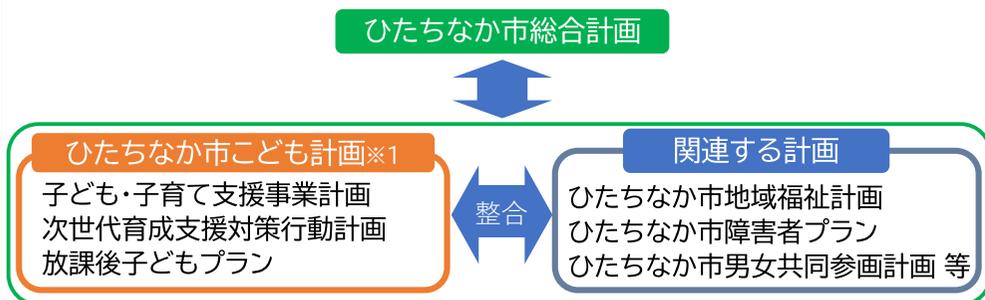


第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

「第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6(2024)年度に最終年度を迎えることから、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含した「ひたちなか市こども計画」を新たに策定することにより、こども施策の一体的な推進に取り組みます。

2 計画の位置づけ



(※1)子どもの貧困対策計画, 子ども・若者計画を一体的に策定

3 計画の対象

こどもや子育て当事者(子育て家庭), これから子育てを始める者

4 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

5 計画の策定方法

「ひたちなか市子ども・子育て審議会」での審議を踏まえて策定

6 計画の構成

特に重点的に取り組むべきものと位置づけた事業のみを「重点事業」として掲載

第2章 ひたちなか市の現状

1 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

統計資料等から少子化や核家族化の現状を把握

2 子ども・保護者の意識・生活実態(アンケート調査結果概要)

ひたちなか市の子ども・若者や子育て世帯の意識・生活状況等を把握するため, 市内小学校5年生及び中学校2年生とその保護者へのアンケートを実施

第3章 計画の展開, 第4章 基本施策

基本理念

未来を担うこどもが, 個人として尊重され,
健やかな成長を見守られながら, 幸福に生きられるまちの実現

基本理念を実現するための目標, 計画の体系(第4章 基本施策の内容を含む)

目標	基本施策	重点事業(抜粋)
I こどもの権利を守り, 健やかな成長を支えるまちづくり	1 こどもの権利に関する理解促進	こどもの権利に関する研修・講座
	2 こどもの意見の表明・参加の促進	こどもワークショップの開催
	3 こどもの居場所づくり, 学びや遊びの体験支援	こどもの居場所の提供, プレーパーク事業支援 等
II 安心して生み育てることができるまちづくり	4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	出産・子育て応援事業, 乳児家庭全戸訪問事業 等
	5 子育て家庭の相談体制・情報提供の充実	子育て支援センター運営, ホームスタート 等
	6 幼少期の教育・保育, 放課後学童クラブの充実	一時預かり事業, 放課後学童クラブ整備 等
III 困難を抱えるこどもや家庭を支えるまちづくり	7 児童虐待防止, 養育支援	要保護児童対策地域ネットワーク 等
	8 いじめ・不登校, ヤングケアラー等への支援	教育相談事業, ヤングケアラー支援体制の充実 等
	9 こどもの貧困対策の推進	こども食堂の普及啓発 等
IV こどもの成長を地域全体で支えるまちづくり	10 こどもの発達・成長に応じた支援	みんなのみらい支援室の機能強化 等
	11 地域力を活かした子育て支援の充実	子育てサロンの支援 等
	12 子育ての喜びを実感できる環境の整備	子育て支援コンシェルジュによる情報発信 等

ひたちなか市こども計画(案)概要版

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

特定教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の必要量の見込みや提供体制の確保方策等のほか、公立の幼児教育・保育施設が抱える課題の解消に向けた対応を重点事項として定めています。

I 法定事項

1 妊産婦や乳幼児の健康の確保及び増進に係る方策

妊産婦健診事業, 乳幼児健診事業
医師会等との連携により提供体制を確保し, 健診費用の公費負担を行うことにより受診率の向上を図ります。

2 特定教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保方策

確保方策(利用定員数)が量の見込みを上回っているため, 供給体制が確保される見込みとなっています。

保育事業に係る現状と課題	課題への対応
待機児童は解消されているが保育施設利用の優先度が高い入所保留児童が発生している	認可外保育施設や幼稚園の預かり保育に係る保護者負担金を対象に施設等利用費を給付

- 保育事業を利用する保護者への支援
延長保育事業, 病児保育事業(体調不良児対応型), 実費徴収に係る補足給付
- 教育事業を利用する保護者への支援
一時預かり事業(幼稚園型), 施設等利用費の給付, 子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園等の副食費に係る補足給付

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策

支援に繋げる事業(相談支援事業)とその受け皿となる事業(支援事業)の拡充を図ります。また, 新制度であるこども誰でも通園制度について検討を進めます。

- 相談支援事業
伴走型相談支援事業, 利用者支援事業
- 支援事業
養育支援訪問事業, 産後ケア事業, 一時預かり事業, 地域子ども・子育て支援拠点事業, ファミリー・サポート・センター事業, 病児保育事業

II 重点事項

公立の幼児教育・保育施設が抱える課題の解消に向けた対応

施設	現状と課題	課題への対応
公立幼稚園	園児数の減少により空き園舎等が生じている	有効活用を検討
公立保育所	那珂湊第二保育所園舎の老朽化	那珂湊第一保育所と統合

第6章 放課後子どもプラン

学童クラブの整備・運営を計画的に実施していくための施策を定めています。

現在の学童クラブの実施状況

市内全18小学校に公立学童クラブ41クラブを設置しているほか, 民間学童クラブ11箇所19クラブの運営を補助しています。(令和6年7月末現在)

放課後子ども教室の現状

令和2年に事業を廃止しました。

学童クラブの年度ごとの見込み及び目標整備量

	R7	R8	R9	R10	R11
登録数見込	3,297	3,289	3,280	3,271	3,224
登録定員	3,392	3,460	3,460	3,460	3,460
開設クラス数	67	68	68	68	68

公立学童クラブの整備計画

専用室の新たな整備はせず, 当面は空き教室および特別教室の活用を進めていくこととします。すでに整備してある専用室は, 施設を長寿命化することで, 財政負担の平準化を図ります。

課題・検討・サービスの充実

- 公立学童クラブの民間委託導入や保育料の適正化など, 慎重に検討していきます。
- 特別な配慮を要する児童への対応に関する方策として, 令和6年度より「要配慮児童相談支援業務」を開始しました。
- 民設民営学童クラブの補助について, 既存の事業者に加えて新規事業者への補助拡大を検討します。

第7章 計画の推進に向けて

市は, 本計画に掲げる基本理念や目標に基づき, こども施策を総合的に推進していきます。また, こどもの権利保障の原則を踏まえ, こども施策に取り組みます。こども施策の策定にあたっては, こどもの意見を聴取し, こどもの参加機会を設けるよう努めます。

関係機関や企業, 民間団体, 地域団体が進めるこどもに関する活動を支援するとともに, 連携を強化し, 地域一体となってこども施策の推進を図ります。